

令和6年度 地域密着型サービス事業所等の運営指導結果

加古川市は、令和6年度に以下のとおり運営指導を行いました。その結果、改善を要する事項として、以下の点が見受けられました。今後の事業所運営の参考としてください。

運営指導実施状況一覧

実施事業所数	文書指摘 事業所数	文書指摘 件数	(文書指摘内訳)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所	1事業所	4件	人員に関すること 0件 運営に関すること 3件 報酬に関すること 0件 その他 1件
地域密着型通所介護 6事業所	6事業所	30件	人員に関すること 2件 運営に関すること 26件 報酬に関すること 2件 その他 0件
認知症対応型通所介護及び 介護予防認知症対応型通所介護 2事業所	2事業所	5件	人員に関すること 0件 運営に関すること 5件 報酬に関すること 0件 その他 0件
小規模多機能型居宅介護及び 介護予防小規模多機能型居宅介護 4事業所	4事業所	16件	人員に関すること 0件 運営に関すること 16件 報酬に関すること 0件 その他 0件
認知症対応型共同生活介護及び介 護予防認知症対応型共同生活介護 3事業所	3事業所	6件	人員に関すること 1件 運営に関すること 5件 報酬に関すること 0件 その他 0件
看護小規模多機能型居宅介護 2事業所	2事業所	12件	人員に関すること 0件 運営に関すること 10件 報酬に関すること 1件 その他 1件
居宅介護支援 6事業所	4事業所	11件	人員に関すること 0件 運営に関すること 6件 報酬に関すること 4件 その他 1件

介護予防支援	2 事業所	1 事業所	1 件	人員に関すること	0 件
				運営に関すること	0 件
				報酬に関すること	1 件
				その他	0 件

運営指導で見受けられた主な事例

(複数のサービスに共通する事項)

■運営に関すること

- ・領収書に医療費控除対象額が記載されていないものが見受けられた。
⇒医療行為を伴う訪問看護等と併せて医療費控除の対象となる居宅サービス等を提供する利用者の領収書には、医療費控除対象額を記載すること。また、適切に記載されていない場合は、医療費控除対象額について利用者に通知すること。
- ・運営規程中、虐待防止に関する規定において、虐待の防止のための指針の整備を規定していなかった。
⇒市規則に定められた事項を規定すること。
- ・勤務体制の確保等について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させていない従業者が見受けられた。
⇒研修機関が実施する研修への参加の機会を計画的に確保すること。
- ・勤務体制の確保等について、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置が講じられていなかった。
⇒必要な措置を講ずること。
- ・個人情報の利用について、契約書及び重要事項説明書中の署名欄で個人情報の利用に係る同意を得ることとしているが、利用者家族の署名欄がなかった。
⇒サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者家族からも同意を得ること。
- ・秘密保持の誓約について、従業者の誓約書を確認できないものが見受けられた。
⇒当該事業所の従業者に対し、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。また、誓約書に退職後も秘密を保持する旨の内容を追加すること。
- ・業務継続計画（BCP）について、法人として作成していたが事業所として策定すべき内容が不足していた。
⇒有事の際には限られた職員・設備でサービス提供を継続する必要があることが想定され

るため、自施設で想定される影響の整理や業務の優先順位の整理等が盛り込まれ、施設・事業所単位で実行性を確保した業務継続計画に見直すこと。

- ・衛生管理等について、必要な措置を講じていなかった。
⇒事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないよう、指針の整備及び対策を検討する委員会の開催を行うこと。
- ・運営推進会議について、開催していない期間が見受けられた。
⇒指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。また、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表し、5年間保存すること。
- ・運営推進会議について、活動状況の報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していなかった。会議の記録を作成するとともに公表すること。
⇒会議の記録を作成するとともに公表すること。

■報酬に関すること

- ・介護職員等処遇改善加算について、処遇改善計画書ではキャリアパス要件を満たすと記載していたが、キャリアパス要件Ⅰである任用要件及び賃金体系の整備がされていなかった。
⇒当該計画書に応じてキャリアパス要件Ⅰの整備を行うこと。なお、キャリアパス要件Ⅰについては、令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和6年度当初から要件を満たしたこととする。ただし、必ず令和7年3月末までに整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

■その他

- ・連携する訪問看護を行う事業所について変更しているが、その旨を市長に届け出ていなかった。
⇒指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を市長に届け出ること。

(地域密着型通所介護)

■運営に関すること

- ・地域密着型通所介護計画の作成に当たって、当該計画を利用者に交付していなかった。
⇒当該計画を作成した際には、利用者に交付すること。

■報酬に関すること

- ・入浴介助加算（Ⅰ）について、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っていたが、記録を残していなかった。
⇒入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する研修を実施した場合は、内容を確認できるよう文書等に記録を残すこと。

（小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護）

■運営に関すること

- ・居宅サービス計画の変更に当たり、必要な課題分析（アセスメント）を行っていないものが見受けられた。
⇒居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要であることから、介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に先立ち、利用者のアセスメントを行うこと。
- ・居宅サービス計画に位置付けたサービス提供事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めている利用者が見受けられた。
⇒居宅サービス計画に位置付けたサービス提供事業者については、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。

（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）

■人員に関すること

- ・計画作成担当者について、認知症対応型共同生活介護計画を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得させるための研修を修了していなかった。
⇒実践者研修又は基礎課程を修了した者を配置すること。

（看護小規模多機能型居宅介護）

■運営に関すること

- ・居宅サービス計画の作成に当たり、利用者が現に抱える問題点を明らかにするために必要な課題分析（アセスメント）を行っていないものが見受けられた。
⇒居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要であることから、介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に先立ち、利用者のアセスメントを行うこと。

（居宅介護支援）

■運営に関すること

- ・居宅サービス計画の変更に当たり、必要な課題分析（アセスメント）を行っていないものが見受けられた。
⇒居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要であることか

ら、介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に先立ち、利用者のアセスメントを行うこと。市規則による要件を満たさないため、文書により指摘する。なお、前回に実施した計画作成時のアセスメントから日が浅く、軽微な変更で済むものと認識していたとのことであり、悪質性は認められないため運営基準減算は適用しないこととする。

- ・居宅サービス計画原案について、提供されるサービスの記載が漏れているものが見受けられた。

⇒計画原案の作成に当たっては、利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を漏れなく記載すること。

■報酬に関すること

- ・同一建物減算について、減算対象の利用者のうち、減算を行っていないものが見受けられた。

⇒指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は減算を行うこと。なお、令和6年4月以降のサービス提供分について兵庫県国民健康保険団体連合会から支払いのあった介護給付費にかかる記録を自主精査し、その結果を報告するとともに、同一建物減算の過誤申立の手続きを行うこと。

- ・入院時情報連携加算（Ⅰ）について、入院した日のうちに病院の職員に対して情報提供していないものが見受けられた。

⇒誤った加算区分で算定していたものについては、過誤申立の手続きを行い、正しい加算区分で再請求すること。

（介護予防支援）

■報酬に関すること

- ・初回加算について、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する際に、新規で介護予防サービス計画を作成せずに初回加算を算定しているものが見受けられた。

⇒初回加算を算定する際には、改めてアセスメント等を行った上で新規で介護予防サービス計画を作成すること。なお、令和6年4月以降のサービス提供分について兵庫県国民健康保険団体連合会から支払いのあった介護給付費にかかる記録を自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤申立の手続きを行うこと。